

IBOR 改革: IASB がフェーズ 2 の公開草案を公表

重要ポイント

- ▶ IASB は 2020 年 4 月 9 日に IBOR 改革プロジェクトのフェーズ 2 として IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の改訂を提案する公開草案を公表した。
- ▶ 本公開草案のコメント期間は 2020 年 5 月 25 日まで 45 日間設けられている。これは通常のコメント期間より短い、その緊急性を鑑みた措置である。
- ▶ 本公開草案は、IBORs を参照する金融商品が RFRs に移行する時点で生じる会計上の論点を取り扱っている。
- ▶ 本改訂は 2021 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度からの適用が提案されているが、早期適用も認められる。

はじめに

国際会計基準審議会(以下、IASB 又は審議会)は 2020 年 4 月 9 日に公開草案「金利指標改革—フェーズ 2:IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の改訂案」(ED)を公表した。コメントの提出期限は 2020 年 5 月 25 日である。本論点の緊急性を鑑み、2019 年 5 月に公表されたフェーズ 1 の公開草案と同様、コメント期間は 45 日間という、公開草案としては通常より短く設定されている。本稿では、本 ED の提案内容を要約するとともに、我々の見解を解説している。

世界の規制当局が銀行間調達金利 (IBORs) を代替指標金利又は無リスク金利 (RFRs) に置き換えることを決定したことを受け、IASB は 2018 年に、IBOR 改革が財務報告に及ぼす影響に対応するための作業を開始した。IASB は、本プロジェクトを 2 段階に分けている。

- ▶ フェーズ 1 (第 1 段階) では、既存の金利指標を実質的に無リスクの代替的金利に置き換える前の期間における財務報告に影響を与える論点を取り扱った。
- ▶ フェーズ 2 (第 2 段階) では、既存の金利指標を RFR に置き換える時に財務報告に影響を与える可能性のある論点に焦点を当てている。

2019 年 9 月、IASB は、「金利指標改革:IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号の改訂」の公表をもってフェーズ 1 の作業を完了した。本 ED には、IASB がフェーズ 2 として 2019 年 10 月に降った決定が含まれている。フェーズ 2 の改訂が最終化された段階で、IASB は IBOR 改革に関するプロジェクトを完了することになる。

IASB のプロジェクトの背景については IFRS Developments 第 144 号と第 145 号、フェーズ 1 の改訂については IFRS Developments 第 152 号において解説している。また、IFRS Developments 第 154 号、第 156 号、第 160 号及び第 162 号では、2019 年以降に IASB が下したフェーズ 2 の決定について要約している。これらの刊行物は

<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-developments/>

で閲覧可能である。

1. 条件変更に関する実務上の便法

本 ED には、IBOR 改革の直接的な結果として生じる契約上の変更又はキャッシュ・フローの変更を、変動金利の変化、すなわち市場金利の動きに相当する変動として取り扱うことを認める実務上の便法が盛り込まれている。

この実務上の便法の使用を認める背景には、IBOR 指標金利から RFR への移行は経済的に同等になるような基準で行われ、それにより価値の移転は生じないという考えがある。

実務上の便法を適用する際、企業はまず、IBOR 改革に直接関係する金融商品の条件変更を識別し、帳簿価額を修正せずに実効金利(EIR)を更新することで会計処理しなければならない。本 ED は、金利改革により生じる条件変更のうち、実務上の便法が適用される例として以下のような限定的な条件変更を例示している。

- ▶ 既存の金利を代替の指標金利に置き換える、又は金利指標改革の趣旨に合うような形で金利指標を計算する方法を変更する
- ▶ 既存の金利指標と代替の指標金利のベースス差異を埋め合わせるために固定スプレッドを加える
- ▶ 金利指標改革を実現するために必要となる、金利更改期間、金利更改日又は利払い日数の変更
- ▶ 上述のような条件変更の実効性が担保されるように、金融資産又は負債の契約条件にフォールバック条項を加える

次に、信用スプレッドや満期日の変更など、同時に行われる可能性がある金融商品のその他の条件変更についても評価する。それらが実質的ではない場合、更新した EIR を用いて金融商品の帳簿価額を再計算し、条件変更の結果生じた利得又は損失は純損益に認識する。条件変更が実質的であるか否か、その結果認識の中止が生じるか否かを判断するための、IFRS の既存の規定の変更は、特段提案されていない。

IFRS 第 4 号「保険契約」を適用しており、その枠組みの中で IFRS 第 9 号「金融商品」の適用免除規定を適用している企業や、IBOR 改革により求められるリースの条件変更に関する IFRS 第 16 号「リース」の関連規定にも本実務上の便法は適用される。IASB は、Covid-19 の感染拡大に直接起因して生じるリースの条件変更について、IFRS 第 16 号に対する救済措置を設けることを検討しているが、それにより本 ED の提案に何らかの影響が生じることはない。

2. ヘッジ関係の中止に関する救済措置

ヘッジ文書の変更

本 ED は、IBOR 改革により求められる、IFRS 第 9 号ならびに IAS 第 39 号に基づくヘッジ指定及びヘッジ文書の変更を、ヘッジ会計を中止することなく行えるようにすることを提案している。ここで容認される変更には、RFR を参照するようにヘッジ対象リスクを再定義すること、ヘッジ手段及び(又は)ヘッジ対象の記述を、RFR を参照するように再定義することが含まれる。

上記の改訂と同様に、本 ED は、IBOR 改革の結果として生じる条件変更により、ヘッジの有効性の評価に用いる方法を変更しても、ヘッジ会計の中止を生じさせないことを明確化するために IAS 第 39 号を改訂することを提案している。

RFR への移行時の再測定

RFR を参照するためにヘッジ指定が変更される時点で、

- ▶ 公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段とヘッジ対象を、RFR を基礎に再測定し、利得又は損失を純損益に認識する
- ▶ キャッシュ・フロー・ヘッジについては、キャッシュ・フロー剰余金を、RFR を基礎に、ヘッジ手段の利得又は損失の累計額及びヘッジ対象の公正価値の変動累計額のいずれか少ない額として再測定する

キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積している金額

本 ED は、ヘッジ対象が修正される場合(または、ヘッジが従前に中止されているのであれば、従前にヘッジ指定していた対象項目の契約上のキャッシュ・フローが変更される場合)、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の累積額は RFR を基礎としているとみなすことを提案している。これにより、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、RFR に基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に認識される期間に純損益に振り替えられることになる。

そのためには、キャッシュ・フロー・ヘッジにおける仮想デリバティブは、移行時点で RFR を基礎とするものに更新されるが、それによる生じる評価調整額は直ちに純損益に認識される。

IAS 第 39 号の遡及的ヘッジ有効性の評価

フェーズ 1 の救済措置は改訂され、ヘッジ対象とヘッジ手段の両方に関し不確実性が存在しなくなる場合にのみその適用が終了することになる。

IAS 第 39 号も同様に改訂され、ヘッジ有効性の遡及判定について、公正価値の変動累計額は、遡及判定の適用に関する例外措置が終了した時点で、ゼロにリセットされることになる。しかし、実際に生じるヘッジの非有効部分は引き続き測定され、純損益に全額認識される。

項目のグループのヘッジ

本 ED は、指定された項目グループ(マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ戦略の一部を構成する項目など)の中で、IBOR 改革の直接の結果として生じる条件変更を受けて変更される項目に関する救済措置を提案している。当該救済措置により、ヘッジ戦略を中止せずに引き続き維持することが可能になる。ヘッジ対象グループにおける項目は、それぞれ異なるタイミングで IBORs から RFRs へ移行されることになるため、ヘッジ対象リスクとして RFRs を新たに参照する金融商品から成るサブグループを項目グループの中に設定し、そのサブグループへ順次移される。また、各サブグループの仮想デリバティブは、IBORs から RFRs への移行が生じる都度見直す必要がある。

3. 独立して識別可能であるリスク要素

IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号は、ヘッジ会計の要件を満たすためには、リスク要素(又は指定された構成部分)が「独立して識別可能」であることを要求している。本 ED は、RFR を参照する金融商品がリスク要素のヘッジに指定されるケースについて、企業は「独立して識別可能」とする要件を満たさなくてもよいとする一時的な救済措置を定めることを提案している。本救済措置により、企業はヘッジの指定時点で、「独立して識別可能」の要件を満たしているとみなすことが可能になるが、そのためには、向こう 24 カ月の間に RFR リスク要素が独立して識別可能になると企業が合理的に見込んでいることが前提となる。本救済措置は、以下のいずれか早い時点で終了する。

- ▶ RFR 要素の指定開始から 24 カ月が経過した時点
- ▶ 指定開始時から 24 カ月が経過するまでの間に、リスク要素が独立して識別可能にならないことを企業が合理的に確実と判断した時点

いずれのケースにおいてもヘッジの中止は遡及せず、将来に向かって行われなければならない。また、ヘッジ関係の期間全体を通してリスク要素は信頼性をもって測定可能でなければならないとする要件については、いかなる免除措置も設けられない。ヘッジの非有効部分も通常どおり純損益に認識される。

本救済措置は、RFR リスク要素が独立して識別可能かどうかの判断が、IBOR 改革から直接生じる不確実性によるものである場合にのみ適用される。すなわち、リスク要素が独立して識別可能であるかどうかに関する不確実性が存在するが、当該不確実性が IBOR 改革に直接起因するものではない場合、そのようなヘッジ関係には本救済措置を適用することはできない。

4. 追加的な開示

本公開草案は、以下の開示を追加するように IFRS 第 7 号「金融商品:開示」を改訂することを提案している。

- ▶ 企業が IBOR への移行、その進捗及び移行から生じるリスクをどのように管理しているかの説明
- ▶ 重要な IBOR 指標ごとの、デリバティブ金融商品以外の金融資産及び負債の帳簿価額、ならびに IBOR 改革の対象である IBORs を引き続き参照しているデリバティブの名目上の元本
- ▶ それぞれの RFR について、認識の中止が求められるかどうかの判断のために、条件変更が経済的に同等な基準で行われているかどうかを評価するため、基準金利及び関連する基準金利の修正を企業がどのように決定したかに関する、重要な判断を含む説明

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は EYG No. 002187-20Gbl の翻訳版です。

shinnihon.or.jp

- ▶ IBOR 改革により企業のリスク管理戦略に変更が生じるか否か、生じる場合には、変更の内容及び企業がそれらのリスクをどのように管理するののかに関する説明

5. 複数の適用及びフェーズ 2 の救済措置の終了

金融商品が RFR 参照に移行するにつれ、単一の指標金利でも、IBOR 改革の直接の結果として 1 つ以上の変更が生じる可能性がある。救済措置はそれぞれの指標金利に関し一度限りの適用に制限されるものではなく、IBOR 改革の直接的な結果としてヘッジ関係が変更される都度、適用することができる。

IBOR 改革の結果として生じる、金融商品及びヘッジ関係へのすべての変更が完了した時点で、フェーズ 2 の救済措置の適用は終了する。

6. 発効日及び経過規定

本 ED は、フェーズ 2 の改訂は 2021 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められると提案している。本改訂は遡及適用され、以下に該当する場合には、フェーズ 2 の改訂を最初に適用する時点でヘッジ関係を復活させなければならない。

- ▶ IBOR 改革で要求された変更のみによりヘッジ関係が中止になった
- ▶ フェーズ 2 の救済措置が利用可能であったとすれば、ヘッジ関係は中止されなかった

過去の期間の修正再表示は要求されないが、比較可能性の観点からフェーズ 2 の救済措置は強制適用となる。

弊社のコメント

実務上の便法を使用する場合、RFR への移行は経済的に同等な基準で行わなければならない。これは、IFRS には定義されていない新しい用語である。したがって、企業は実務においてそれをどのように適用すべきかを検討する必要がある。

「独立して識別可能」という要求が免除されることにより、ヘッジ関係を継続することができ、RFR への移行に伴う困難は大きく軽減される。しかし、企業は移行時点において、向こう 24 カ月にわたり適切な判断を下すことができるように、当該評価をアップデートしていくために必要な持続可能なプロセス及びガバナンス体制を整備する必要がある。

中止されてしまったヘッジ関係を復活させるためには、2 組のヘッジ会計記録を作成保存しなければならない。企業の事務的負担となる可能性がある。しかし、企業は、改訂が適用開始された時点で、金融商品を即座に RFR に移行することができるように、上述のプログラムを管理していくべきである。フェーズ 2 が 2020 年末までに最終化されれば、RFRs への移行が不必要に遅延されることにはならないと思われる。

フェーズ 2 の開示については、企業は、必要な情報の収集及び表示の仕方について検討し始める必要がある。各国の規制当局は IBOR 改革の着実な進捗に強い関心を抱いており、企業はそれらの開示が可能な限り網羅的かつ透明性のあるものになるよう努力する必要がある。

公開草案が公表されたことから、企業がその提案の内容を慎重に評価することが重要である。企業は、IBOR から RFR に移行する際に起こり得るさまざまなシナリオに対する示唆を詳細に検討しなければならない。それにより、フェーズ 2 の救済措置を明瞭で過不足なく、かつ実務上運用可能なものにする一助となるフィードバックを IASB に提供することが期待される。

IASB は現在、ワークプランの優先順位を見直し、Covid-19 への対応作業を優先しているが、IBOR 改革の重要性に鑑み、現時点でフェーズ 2 の改訂の最終化が遅れることは見込まれていない。